平成２４年（フ）第３３３号
名古屋市昭和区鶴舞３丁目１番15号　セントラルハイツカシノ702号、開始決定時の住所名古屋市東区泉３丁目13番22号　シティコーポ泉503号
破産者　満福淳こと千田金順こと　成　　金順
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７４００号
大阪市東淀川区西淡路１丁目11番10―206号
破産者　藤本　剛司
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８５０号
大阪府岸和田市加守町１－５－３－108、開始決定時の住所大阪府岸和田市小松里町1025番地の１
破産者　石尾　元一
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０９６号
大阪府東大阪市角田１丁目11番26号　エクステンド藤戸205号、開始決定時の住所大阪府東大阪市南荘町３番23号
破産者　ウイング33こと　西影　泰志
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９８１号
大阪市平野区瓜破西１丁目１番２―115号
破産者　石田　雅晴
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０３１号
大阪市西区川口３丁目８番15―807号
破産者　矢藤　好美
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４１号
大阪市都島区内代町２丁目７番19号、開始決定時の住所大阪市旭区高殿６丁目８番34号
破産者　山内　保臣
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３６６号
大阪府門真市元町７番14号
破産者　金井　嘉男
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７８１号
大阪府箕面市箕面１丁目４番11―304号
破産者　岡本　好央
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８３３号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目４番17号　吉田大発マンション204号
破産者　竹中　**成**明
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７２号
堺市北区奥本町１丁89番地１　セレンズフォレスト303号、前住所堺市北区東三国ヶ丘町３丁５番６―201号
破産者　望月　博仁
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
堺市美原区さつき野東３丁目５番地19
破産者　田中　弘治
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
兵庫県三田市横山町８番14号　1201号、従前の住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目33番地の11
破産者　北川　義幸
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６２号
佐賀県佐賀市緑小路３番５号
破産者　黒田　利人
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
熊本県山鹿市志々岐2391番地１
破産者　藤川つみ子
1　決定年月日　平成24年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１０３号
北海道岩見沢市かえで町７丁目２番10―302号　道営住宅10号棟302号
破産者　毛利　憲子
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第３０号
札幌市西区西町北５条６―15メゾンドコナガヤ601号室、開始決定時の住所北海道空知郡南幌町緑町３丁目８番20号
破産者　山元　義彦
1　決定年月日　平成24年10月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部